

(案)

# かすみがうら市投票区等再編計画

令和〇年〇月

かすみがうら市選挙管理委員会



# 目 次

## 第1章 投票区等再編計画の趣旨

1 投票区等再編計画策定の目的	.....	1
2 投票区等再編計画策定の背景	.....	1

## 第2章 取り巻く環境の現状と課題

1 社会情勢の現状と課題	.....	2
2 投票区の現状と課題	.....	6
3 投票所の現状と課題	.....	8

## 第3章 投票区等の基本的な考え方

1 投票区設定の基本的な考え方	.....	11
2 投開票所施設の基本的な考え方	.....	13

## 第4章 投票区等再編計画

1 新たな投票区と投開票所の設定	.....	14
2 再編に伴う効果	.....	19
3 懸念事項への対応	.....	20
4 実施スケジュール	.....	21

第5章 資料編	.....	22
---------	-------	----

# 第Ⅰ章 投票区等再編計画の趣旨

## 第Ⅰ節 投票区等再編計画策定の目的

選挙は、市民が政治に参加できる最も重要な機会であり、理想とする政治を実現するためには、投票による主権者としての権利行使する民主主義の中核となる制度です。

本市の選挙における有権者数は、二町合併後の平成17年3月28日現在では36,710人でしたが、直近の令和7年9月の定時登録時では33,141人（20歳以上は32,405人）と、20年間で4,305人（20歳未満を除く）、11.7%の減となっており、将来の人口推計においても急速に人口減少が見込まれていることから、今後も減少傾向は顕著に続くものと推測されます。

また、合併後20年が経過し、人口減少による社会構造の変化だけでなく、コロナ禍を経ての新たな生活スタイルの確立、公共施設等の再編など、取り巻く環境の大きな変化に対応する必要があります。そこで、将来的にも持続可能な選挙の執行を可能とするため、総合的にさまざまな環境整備を図ることとし、投票区や投票所を見直すこととしました。

## 第2節 投票区等再編計画策定の背景

全国的にも人口減少に歯止めが利かない状況は続いており、運営する自治体職員や投票管理者、投票立会人などの確保が困難な状況であることから、全国的にも投票所数の減少傾向が続いている。

これらの要因として人口減少以外で近年において特徴的なことは、①交通環境の変化②期日前投票制度の確立③財政状況の悪化などがあげられます。まず、交通環境の変化においては、車社会が進行して1人1台の所有状況からも歩行や自転車による移動が大幅に減少傾向にあります。次に、期日前投票制度が選挙人に浸透したことから利用状況が大幅に上昇したため選挙当日に指定の投票で投票する選挙人が減少しています。さらに、地域の集会施設や公共施設などの老朽化とともに改修費や維持管理費の確保が困難な状況になっていることなどがあげられます。

また、本市の投票区については、合併後も旧市町村における選挙の管理執行体制を引き継ぎ20年が経過しましたが、一部の投票所の変更はあるものの投票区の規模や配置のバランスへの調整は図れていない状況です。そのため、選挙人名簿登録者が多い投票区は5,000人程度である一方、少ない投票区では300人程度と大きな開きが生じています。

さらに、投票所の施設によっては、空調機器の確保やバリアフリーへの対応、駐車場の確保などの環境整備が十分ではない状況もあり、有権者や事務従事者にとって適切な環境を提供できているとはいい難い状況も発生しています。

このような状況を踏まえ、投票しやすい環境を整えつつ投票区における設置基準等を定めるなど、公平公正な選挙事務の執行のために必要な事項を調整する必要があります。

## 第2章 取り巻く環境の現状と課題

### 第1節 社会情勢の現状と課題

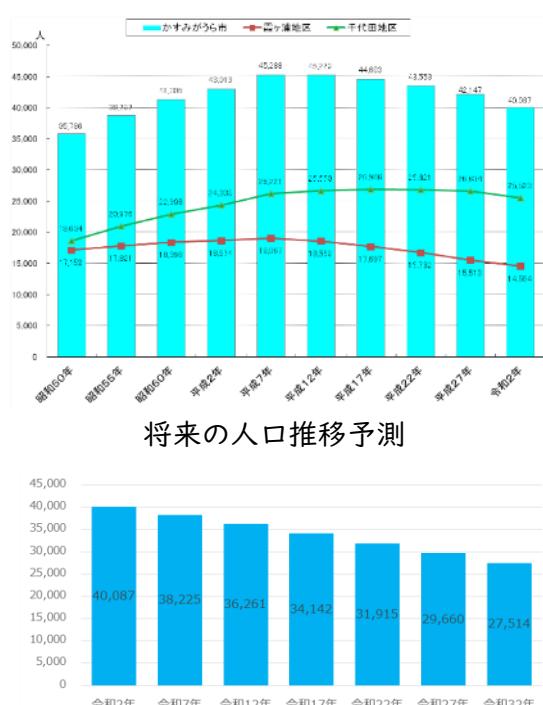
#### I. 人口の状況

本市の人口は徐々に減少してきており、令和2年国勢調査では 40,087 人となっており、推計よりも人口減少がやや進行している状況です。千代田地区に比べ霞ヶ浦地区の人口減少が顕著となっており、令和4年4月に霞ヶ浦地区（旧霞ヶ浦町）が過疎地域の指定を受けました。

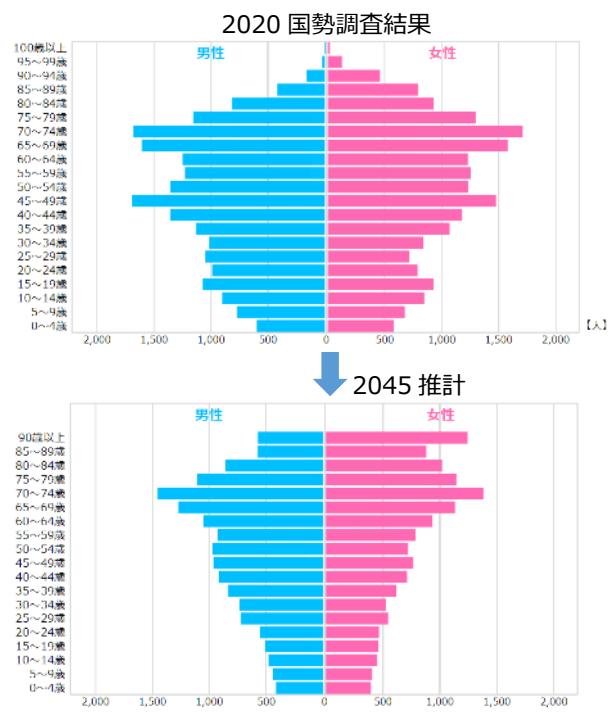
また、令和7年9月1日現在、住民基本台帳人口は39,525人となっております。総人口の動向としては、自然増減（出生や死亡による人口の増減）は大幅な減少となり顕著に減少傾向を示しており、社会増減（市内外への転入・転出による人口の増減）はコロナ禍における社会情勢の変化の影響もあり傾向を予測することが困難な状況です。これらを踏まえて傾向を予測するとしても、自然増減の影響が大きいことから緩やかには減少することは明らかな状況となっています。

さらに、現在の年齢別の人団構成を鑑みても、少子高齢化が急速に進んでいくことは否めない状況です。地域によっては50%を超える高齢化率が高い地域もある一方で、高齢化率は低いものの高齢者数が多い地域もあるなど、地域によって状況が異なることを十分に把握しながら対応を検討する必要があります。

地域別的人口推移



人口ピラミッドの推移

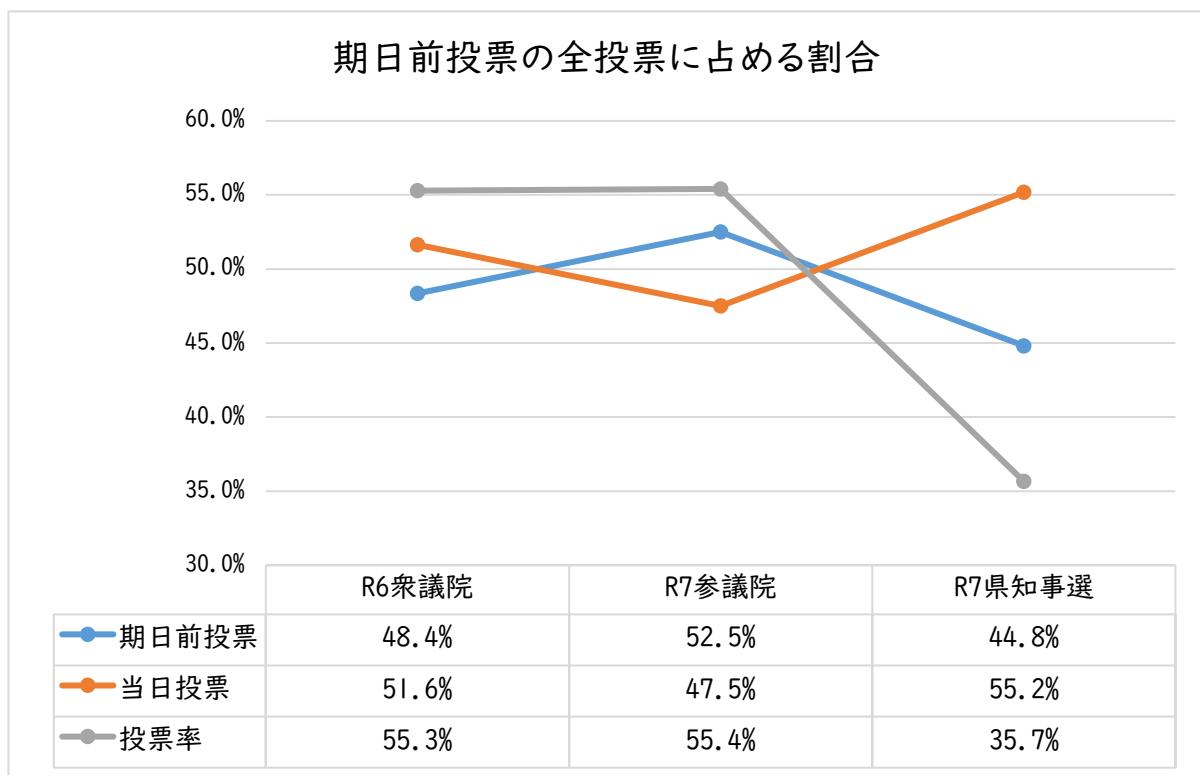


## 2. 生活環境の変化

令和5年以降は、コロナ禍を経た新たな生活様式が定着され、人の流れや消費活動などが従前のように回復しつつありますが、近年の急激な物価高騰や社会情勢の不安定さなどから近い将来展望がイメージし難い状況となっています。

モータリゼーションの観点としては、令和7年4月現在の本市の自動車保有台数（自家用）は34,741台で、1世帯当たり1.89台（世帯数18,406）の保有率となっています。これは、全国的にも高水準の茨城県内においても、上位の保有率となっています。そのため、自動車は市民の移動手段として重要な役割を果たしており、生活の質を支える要素となっていますので、典型的な車社会と言える地域となっています。

近年は、期日前投票所の利用が促進され、何らかの用事で出かけたついでに投票される方が非常に多くなっている傾向があります。特に、市民窓口センターにおいては、買い物に来た選挙人がそのついでに投票される場合も多く見受けられ、設置した効果が顕著に表れています。また、制度的な認識が格段に広まったこともあり、利用される選挙人が増加傾向にあります。選挙の投票率によっては、投票総数の約半数近くが期日前投票されたという結果もでています。

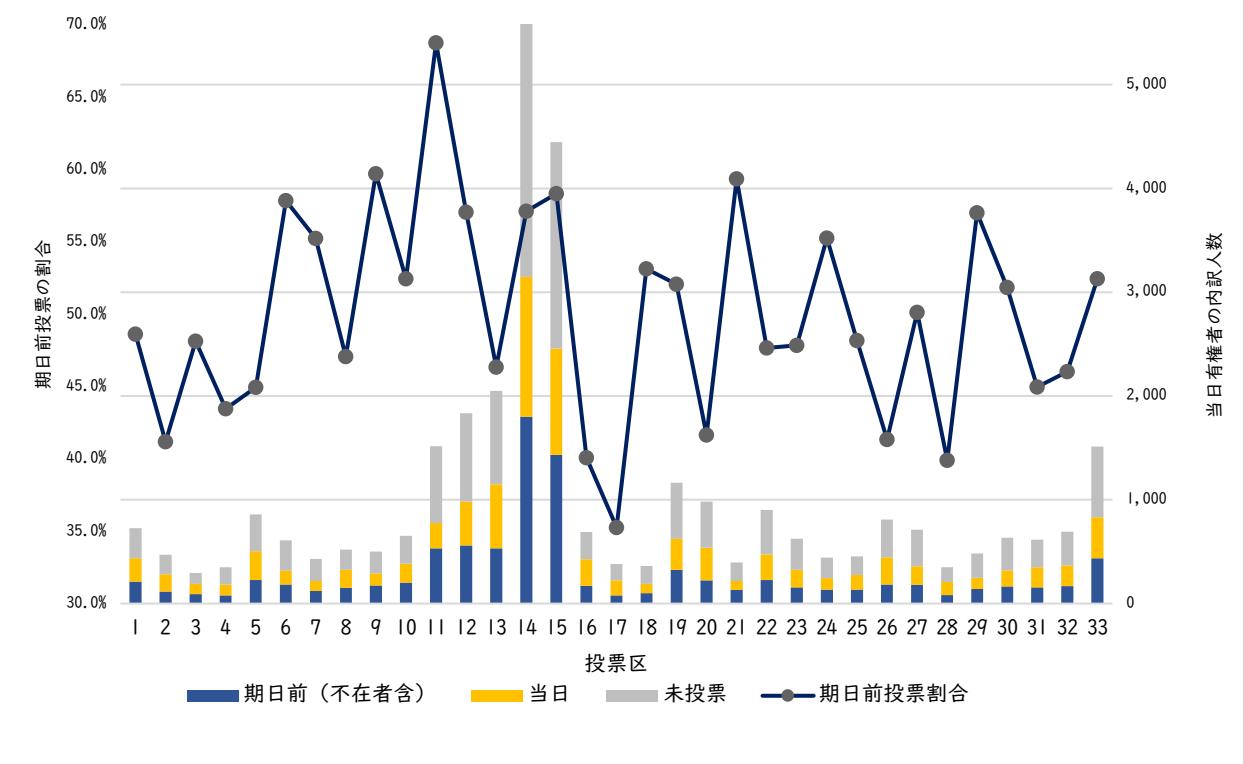


※現在は、投票された方の半数程度は期日前投票を利用している傾向がある

※近年の国政選挙においては確実に期日前投票の割合が伸びている

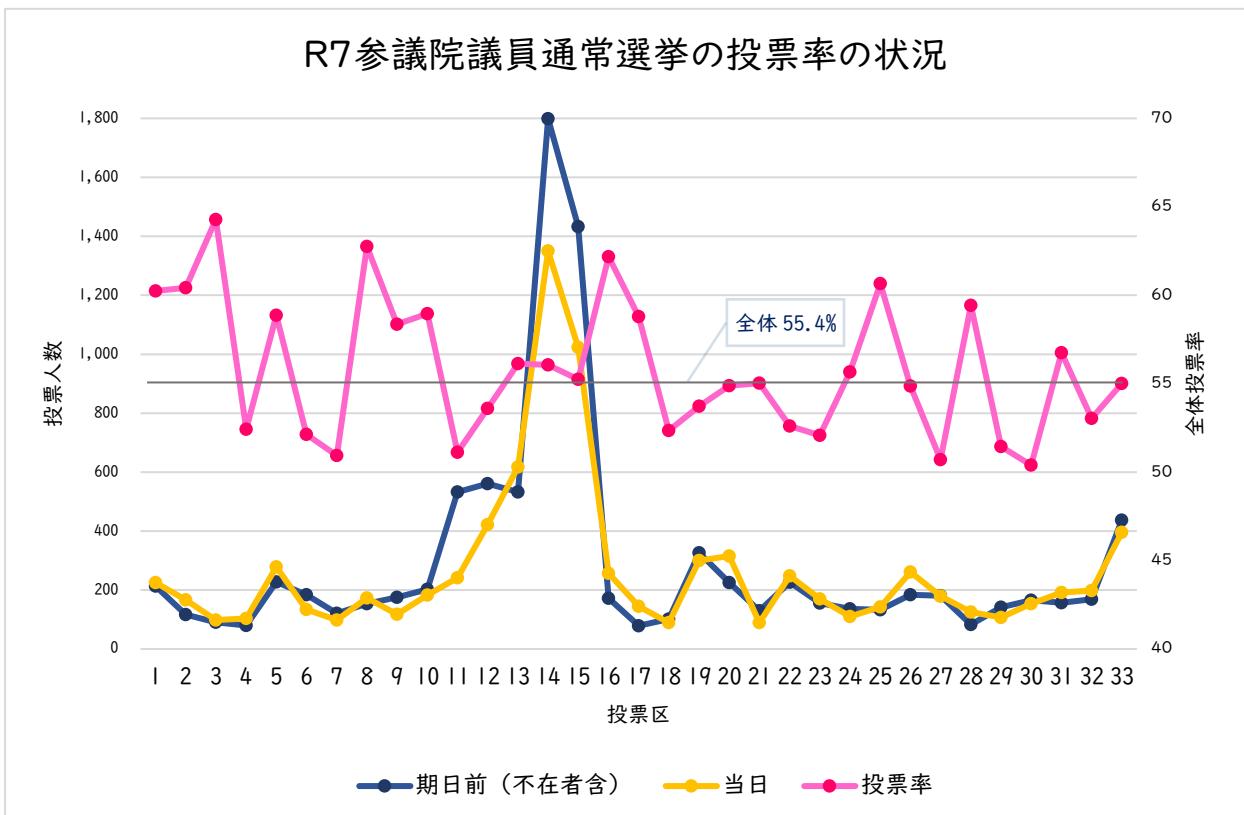
※今後は、R7参議院のように期日前投票の方が多くなる傾向になるのではと推測している

## R7参議院議員通常選挙の投票区別の投票状況



- ※中心市街地周辺は、全体的に期日前投票の割合が高い傾向がある。
- ※生活圏や利便性の都合で土浦市や行方市方面への移動が見込まれる地域は、何かのついでに期日前投票所を利用する機会が多くなく当日投票の方が多い傾向にある。
- ※市民窓口センターを(期日前)投票所としたことで第11投票所の投票率が向上した。

## R7参議院議員通常選挙の投票率の状況



### 3. 地域や公共の施設の変化

当市には、様々な公共施設がありますが、大半の施設が建築から30年以上を経過し、老朽化への対応が必要なことから、施設の統合や廃止、必要とされる役割や機能の変更など適正化が進められています。これについては、完了までに長期間を要することが予想され、個別の施設計画に注視しつつも、存続するか否か、どのような機能を有する施設となるのかなどは見極めが必要な時期となっています。

また、各地域にある集落センター等の集会施設などにおいても老朽化が進んでいる状況があり、改修費への補助制度などの支援も図られているところでありますが、継続して維持管理していくことが厳しい状況にあることも否めないところです。また、施設の機能的な部分においても、現在のような夏場の猛暑などに対応可能な施設ばかりではなく、多くの課題を抱えている施設は少なくない状況となっています。なお、選挙全体の半分以上が真夏に執行されている経過を踏まえますと、暑さ対策については特段の配慮が必要であると認識しています。

これらのことと踏まえると、今後は継続して存続し機能的に充実している公共施設を中心として投票所とすることが必要な状況となっています。投票所については、一定期間は恒久的に同じ施設を利用することが選挙人にとって好条件となることを考えると、長期的な将来展望をもって設定することが必要不可欠です。

【近年の公共施設の状況】

施設	転用		改修状況等
	前	後	
市民窓口センター	民間テナント	市庁舎	庁舎施設へ転用改修
霞ヶ浦コミュニティセンター	あじさい館	複合施設	空調と照明改修中
千代田コミュニティセンター	学校	複合施設	用途変更の改修
下稲吉コミュニティセンター	出張所機能	複合施設	体育館の空調整備
下大津コミュニティステーション	地区公民館	地域施設	解体して新設
志士庫コミュニティステーション	学校	地域施設	ランチルーム改修
安飾コミュニティステーション	保育所	地域施設	用途の変更のみ
牛渡コミュニティステーション	保育所	地域施設	用途の変更のみ
歴史博物館研修施設	保育所	研修施設	用途変更に必要な改修
下稲吉中学校新体育館		体育館	多用途利用を前提に新設
かすみがうらウェルネスプラザ	学校	福祉施設	用途変更の大規模改修
千代田庁舎		市庁舎	耐震補強と大規模改修
霞ヶ浦庁舎		市庁舎	新設
やまゆり館		地域福祉施設	新設
新治児童館		児童施設	新設

## 第2節 投票区の現状と課題

### I. 投票区の現状と課題

本市の投票区は、平成17年の合併時に旧千代田町（全15投票区）と旧霞ヶ浦町（全18投票区）の投票区をそのまま統合して設定しています。その当時から、旧千代田町の特に選挙人数が多い投票区の平準化や旧町行政界付近の投票区の再設定、投票区の順番の再設定などは課題となっていました。

しかし、選挙の執行から次の選挙の執行までに一定の期間を確保することが困難であったことや、投票区の変更に伴い図面反映や投票区内の面積の再積算など時間と労力を要する業務となることなどが見直しに至らなかった要因と考察しています。また、選挙人への十分な理解と周知を進めるためには、一定の期間や丁寧な対応、必要な予算の確保を要することなど、全ての準備がかみ合わなければなりません。

投票区の有権者数は、500人未満の投票区が全体の1/3、500人～1,000人未満が全体の1/2程度を占めており、一方で4,000人を超える極端に有権者数が多い投票区が2つあって、バランスが両極端になってしまっているのが特徴となっています。

### 2. 現在の投票区設定

本市の投票区の状況は、次のようになっています。

【旧千代田町】

投票区	投票所	有権者数	備考
第1投票区	千代田コミュニティセンター	729	
第2投票区	下志筑公民館	469	
第3投票区	高倉公民館	292	有権者数最小
第4投票区	横堀農村集落センター	352	
第5投票区	新治児童館	854	
第6投票区	千代田庁舎	612	
第7投票区	新治生活改善センター	432	
第8投票区	旧上佐谷小学校	519	
第9投票区	中佐谷生活改善センター	504	
第10投票区	上稻吉農村集落センター	650	
第11投票区	市民窓口センター	1,524	
第12投票区	下稻吉公民館	1,852	
第13投票区	下稻吉小学校	2,064	
第14投票区	やまゆり館	5,641	有権者数最大
第15投票区	下稻吉コミュニティセンター	4,458	4000人以上

【旧霞ヶ浦町】

投票区	投票所	有権者数	備考
第 16 投票区	下大津コミュニティステーション	686	
第 17 投票区	戸崎農村集落センター	379	
第 18 投票区	田宿集落センター	365	
第 19 投票区	霞ヶ浦コミュニティセンター	1,163	
第 20 投票区	深谷公民館	984	
第 21 投票区	男神公民館	400	
第 22 投票区	兵庫峰農村集落センター	901	
第 23 投票区	牛渡コミュニティステーション	627	
第 24 投票区	西方公民館	442	
第 25 投票区	志戸崎農村集落センター	453	
第 26 投票区	歴史博物館研修施設	814	
第 27 投票区	安飾コミュニティステーション	714	
第 28 投票区	柏崎コミュニティセンター	348	
第 29 投票区	岩坪農村集落センター	485	
第 30 投票区	旧志士庫第2コミュニティステーション	636	
第 31 投票区	志士庫コミュニティステーション	614	
第 32 投票区	かすみがうらエルネスプラザ	693	
第 33 投票区	鹿野山公民館	1,527	

【投票区の区分】

投票区の規模	投票区数		
	旧千代田町	旧霞ヶ浦町	全体合計
~500 人	4	7	11
500~1,000人	6	9	15
1,000人~2,000人	2	2	4
2,000人~3,000人	1		1
3,000人~4,000人			
4,000人~5,000人	1		1
5,000人~	1		1
合計	15	18	33

## 第3節 投票所の現状と課題

### I. 投票所の現状と課題

本市の投票所も同様に、平成17年の合併時に旧千代田町（全15投票所）と旧霞ヶ浦町（全18投票所）の投票所をそのまま投票所として設定しています。合併当時は、旧千代田町と旧霞ヶ浦町で投票所の設営や使用する備品等に違いは生じていたものの、徐々に平準化を図りながら適切な投票所運営に努めてきました。

合併から20年が経過し、施設の老朽化も顕著に進んでいる施設もあれば、改修等によって施設の環境が著しく改善された施設もあります。そのような状況も含めて、学校・公共施設の廃止又は新設、投票所の安全管理上の問題などによって投票所を変更してきた経過はあります。

各投票所においては、可能な限りのバリアフリー化や土足のままでの投票、施設出入口の安全確保、駐車場の確保など、投票所の環境改善に取り組んできました。しかし、異常気象ともいえる夏場の高温化への対応については、空調設備の導入等による根本的な改善を要することから苦慮しているところです。総じて考察すると、投票所における一定水準の環境を確保することについては、全ての投票所に対して平準化することに限界が見えている状況もあり、投票所そのものを見直す時期にきています。

### 2. 現在使用中の投票所の状況

現在は、市内33か所に投票所を設け、当日の投票を実施しています。本市の投票時間は、7時から18時までとして2時間繰り上げて運用しております。それでも、6時30分の参集から撤収完了の18時30分までの約12時間にわたり投票所として利用することとなります。そのため、投票所の環境は、選挙人のみならず、その事務に従事する投票管理者や投票立会人、事務従事者など多く影響を受けることとなります。

また、各投票所の環境は施設によってさまざままで、仮に一定の水準を設けるとした場合において全てを満たしているわけではありません。そのため、次のような項目に着目して状況を一覧にまとめ、各項目においてどのような状況であるかを明確にすることとします。

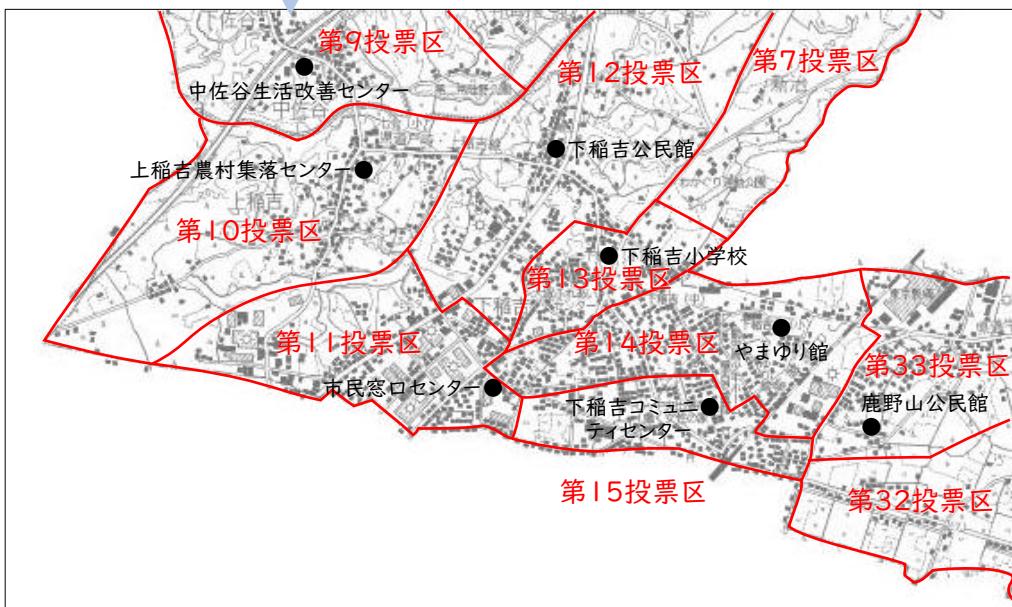
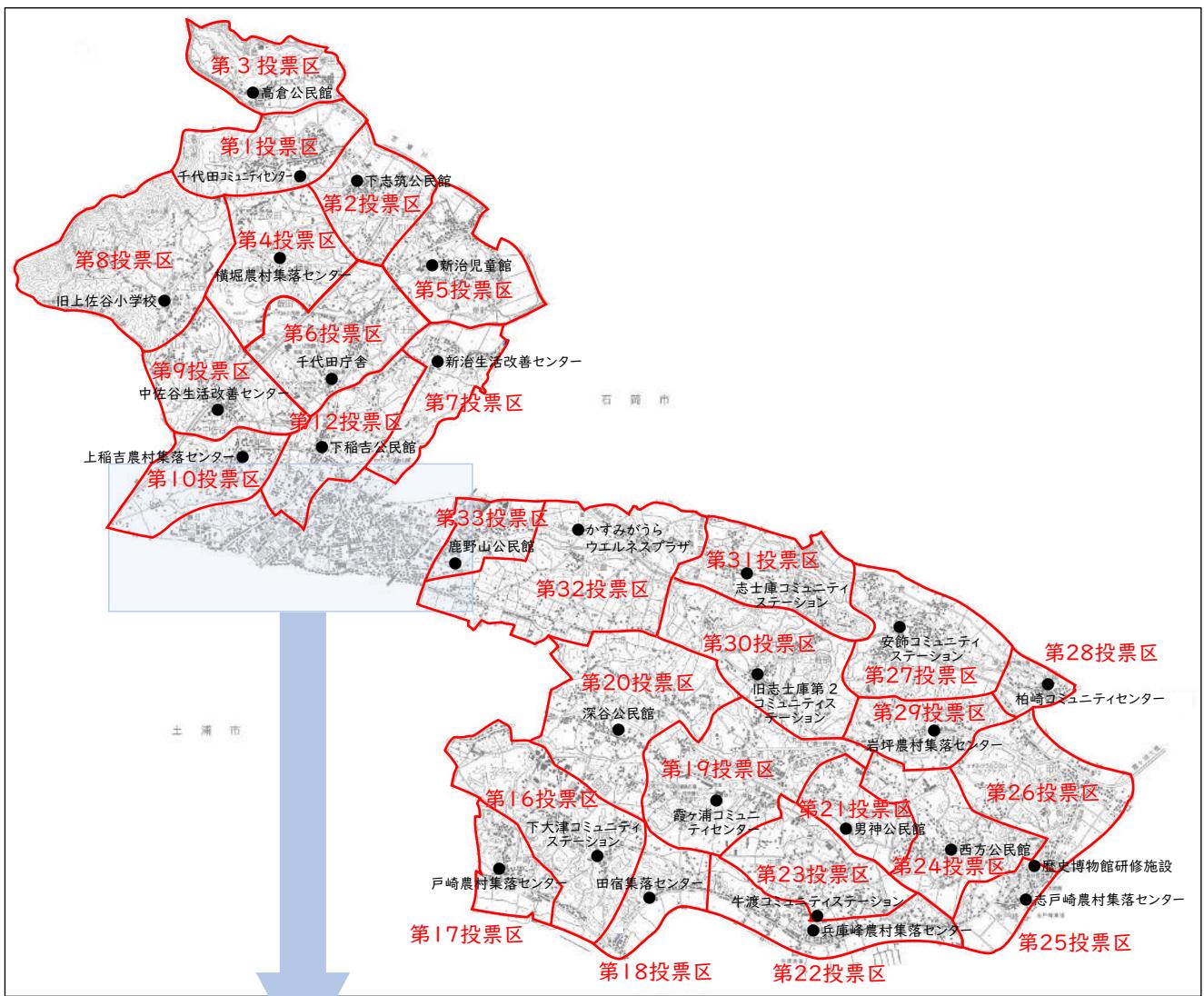
#### 【着目すべき項目】

着目すべき項目	判断基準		
施設の公共性	○ 公共施設	△ 集落等の施設	× 一般賃借等
出入口の状況	○ 安全性が高い	△ 一部狭隘	× 危険性が高い
駐車場スペース	○ 十分に確保	△ 数台は確保	× 確保が困難
施設の老朽化	○ 対策されている	△ 当面は利用可	× 老朽化が深刻
バリアフリー化	○ 対策できている	△ スロープ対応等	× 十分ではない
空調設備	○ 利用できる	△ 代替手段有	× 利用できない
トイレ(洋式化等)	○ 十分な環境	△ 利用は可能	× 悪い(仮設等)

【各投票所の状況一覧】

投票区	投票所	出入口	駐車場	老朽化	バリアフリー	空調	トイレ	公共性	備考
I	千代田コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	R7 開始
2	下志筑公民館	○	○	△	△	×	△	△	
3	高倉公民館	○	○	△	△	○	△	△	
4	横堀農村集落センター	○	○	△	×	×	△	△	
5	新治児童館	○	○	○	○	○	○	○	
6	千代田庁舎	○	○	○	○	○	○	○	
7	新治生活改善センター	○	○	○	×	○	△	△	
8	旧上佐谷小学校	○	○	○	○	○	○	○	
9	中佐谷生活改善センター	○	○	○	△	○	△	△	
10	上稻吉農村集落センター	○	○	△	△	○	△	△	
11	市民窓口センター	○	○	○	○	○	○	○	R7 開始
12	下稻吉公民館	△	○	△	△	○	△	△	
13	下稻吉小学校	○	○	○	○	×	○	○	体育館
14	やまゆり館	○	○	○	○	○	○	○	
15	下稻吉コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	体育館
16	下大津コミュニティステーション	○	○	○	○	○	○	○	
17	戸崎農村集落センター	△	○	○	○	○	○	△	
18	田宿集落センター	○	×	○	△	○	○	△	
19	霞ヶ浦コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	
20	深谷公民館	○	○	○	△	○	○	△	
21	男神公民館	×	×	△	×	×	△	△	
22	兵庫峰農村集落センター	△	○	○	△	○	○	△	
23	牛渡コミュニティステーション	○	○	○	○	○	○	△	
24	西方公民館	△	△	△	△	×	×	△	
25	志戸崎農村集落センター	○	○	○	△	○	○	△	
26	歴史博物館研修施設	○	○	○	○	○	○	○	R7 開始
27	安飾コミュニティステーション	○	○	○	○	○	○	○	
28	柏崎コミュニティセンター	○	○	○	△	○	○	△	
29	岩坪農村集落センター	○	○	○	△	○	○	△	
30	旧志士庫第2コミュニティステーション	△	△	×	×	×	△	△	
31	志士庫コミュニティステーション	○	○	○	○	○	○	○	
32	かすみがうらウェルネスプラザ	○	○	○	○	○	○	○	
33	鹿野山公民館	×	×	×	×	×	×	△	

## 【現在の投票区と投票所】



# 第3章 投票区等の基本的な考え方

## 第1節 投票区設定の基本的な考え方

### I. 投票区の設定への配慮

投票区については、これまでの経過を踏まえて設定されてきたことや国から示された基準となるよう努めることなど、可能な限り有権者への配慮は必要です。有権者にとっては、投票区の見直しによって条件が良くなることも悪くなることもあることから、いかに利便性や合理性等において理解を求めていくかが重要となります。

#### ◆投票区設定の配慮すべき基準

- 投票区は、有権者の地域性や交通網等に配慮して範囲を設定することとする。
- 投票区は、長期間において見直しの必要が無いような将来展望を有することとする。
- 特に次の総務省自治行政局選挙部長通知による基準に準ずるよう努めることとする。
  - ①遠距離地区（投票所から選挙人の住む住所までの道程が3km以上ある地区）を含む投票区にあっては、当該投票区の分割、再編成等の措置により遠距離地区の解消に努めること。
  - ②過大投票区（1投票区の選挙人の数がおおむね3,000人を超えるもの）にあっては、おおむね3,000人を限度として投票区の分割を行い投票区の規模の適正化を図ること。
  - ③その他前2項に該当しないものであっても、例えば投票所から選挙人の住所までの道程が2km以上であって、かつ1投票区の選挙人の数が2,000人を超える投票区等については、再検討を行い投票区の増設に努めること。

### 2. 投票区の規模

現在の投票区設定については、人口が集中している地域と人口が疎らな地域の両極端になっていることを踏まえ、できるだけ有権者数の平準化と集約化をバランスよく調整して再編することとします。そのため、有権者数が少ない投票区については、基本的に統合して集約を図っていくこととし、有権者数が多い投票区については、様々な要素を勘案して総合的に判断して範囲の見直しをすることとします。

#### ◆投票区の有権者数の基準

- 1投票区あたりの有権者数の適正規模は、1,000人～2,000人程度とします。
- 中心市街地については、1投票区あたりの有権者数を3,500人程度とします。
- 投票率や期日前投票の利用者を踏まえて、選挙当日に投票所で投票する当日有権者数を3,000人以内とすることとします。

### 3. 投票区の範囲

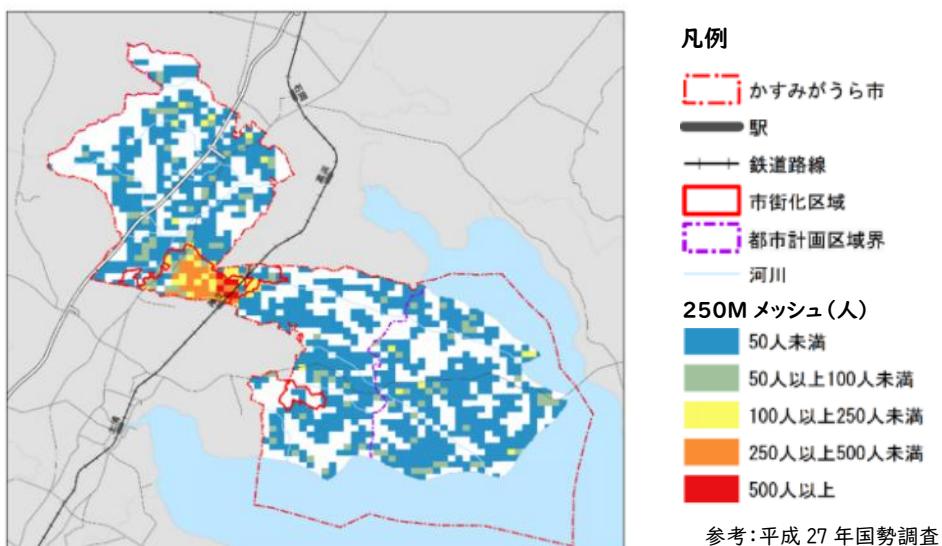
本市においては、自家用車の保有率も高く移動手段が概ね車によるものに変化している状況です。そのため、投票区の範囲については、その範囲を広げたとしても移動に要する時間に大きな違いが生じないものとして設定することとします。また、利用する主要道路や交通網の状況、投票所の位置などを勘案して範囲設定することとします。

#### ◆投票区の範囲の基準

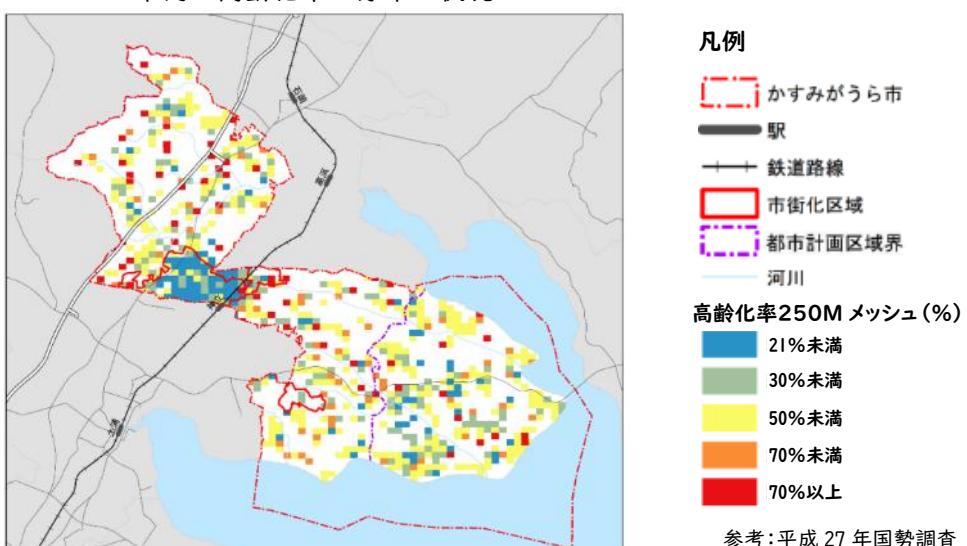
- 投票区は、小学校（旧小学校を含む）の校区や旧村単位の区域を基本とする。
- 投票区の範囲は、投票所から選挙人の住所までの距離は概ね3km～5km程度とする。
- 特に3kmを超える地域は、選挙人の投票機会を確保するための取組を行うものとする。
- 国道6号線を横断せずに投票所に到着できるような範囲を設定するものとする。
- 投票区内のできるだけ中央に投票所を配置し隣接しないよう設定することとする。
- 人口分布や高齢化率の分布などの状況を踏まえて範囲を設定することとする。

#### 【参考資料】

市内の人口の分布の状況



市内の高齢化率の分布の状況



## 第2節 投開票所施設の基本的な考え方

### I. 投開票所施設の基本的な考え方

近年の投開票所として利用している施設においては、従前の施設の老朽化や管理上の問題など様々な要因から変更となっている状況があります。また、選挙人や投開票事務に従事する者などに対し、十分な機能を有している施設であることが求められています。そのため、どのような施設を利用して投開票所とするかについて一定の基準を設け、基準を満たせる施設を投開票所とすることとします。

#### (1) 投票所の基本的な機能

- ①投票所として十分な面積を有していること（複数選挙に対しても対応可）
- ②車で投票に訪問する選挙人の安全と十分な駐車スペースを確保できること
- ③施設の老朽化に問題がなく今後も長期的に利用することが可能であること
- ④バリアフリー化が容易で土足のまま投票することが可能であること
- ⑤空調施設を有しており気候に影響されることなく健康状態を維持できること
- ⑥施設内に水洗の洋式トイレ（清潔感のある水洗の和式トイレも可）を有していること
- ⑦長時間でも問題なく体勢を維持することが可能で身体的に負担がないこと
- ⑧道路へ案内看板があるなど誰もが容易に認識することが可能な施設であること

#### (2) 投票所として利用する施設の基本的な考え方

- ①上記の基本的な機能を概ね有している施設を利用するすることを原則とする
- ②施設の恒久性を鑑みてできるだけ公共施設を優先して利用する
- ③投票区内のできるだけ中央に位置する施設を投票所とすることを原則とする
- ④利便性や交通網を勘案して投票所とすることが適切であれば利用することとする
- ⑤投票所として利用していない施設であっても要件を満たせば積極的に利用する

#### (3) 開票所として利用する施設の基本的考え方

- ①開票所も投票所として利用する施設の基本的な考え方を準ずることとする
- ②開票所は、できるだけ市の中心にある公共施設を利用することとする

# 第4章 投票区等再編計画

## 第1節 新たな投票区と投開票所の設定

### I. 投票所としての適否判断

#### (1) 投票所の現状分析

投票所の設定については、現状の施設の状況から基本的な考え方①～⑧を考慮して今後も利用可能な施設かの適否を分析することとします。

投票区	投票所	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	公設	適否
1	千代田コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	下志筑公民館	○	○	△	○	×	○	○	×		×
3	高倉公民館	○	○	△	×	○	○	○	×		×
4	横堀農村集落センター	○	○	△	×	×	○	○	×		×
5	新治児童館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	千代田庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	新治生活改善センター	○	×	△	×	○	○	○	×		×
8	旧上佐谷小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	中佐谷生活改善センター	○	△	△	×	○	○	○	×		×
10	上稲吉農村集落センター	○	△	△	△	○	○	○	△		△
11	市民窓口センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	下稲吉公民館	○	○	△	×	○	○	○	△		△
13	下稲吉小学校（北校舎なら⑤も○）	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
14	やまゆり館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	下稲吉コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	下大津コミュニティステーション	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	戸崎農村集落センター	○	△	△	×	○	○	○	×		×
18	田宿集落センター	○	×	△	×	○	○	○	×		×
19	霞ヶ浦コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	深谷公民館	○	△	△	×	○	○	○	×		×
21	男神公民館	△	×	△	×	×	○	○	×		×
22	兵庫峰農村集落センター	○	×	△	×	○	○	○	×		×
23	牛渡コミュニティステーション	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	西方公民館	△	×	△	△	×	×	×	×		×
25	志戸崎農村集落センター	○	○	△	×	○	○	○	×		×
26	歴史博物館研修施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	安飾コミュニティステーション	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	柏崎コミュニティセンター	○	○	△	×	○	○	○	×		×
29	岩坪農村集落センター	○	△	△	×	○	○	○	×		×
30	旧志士庫第2コミュニティステーション	△	×	×	△	×	×	○	△		×
31	志士庫コミュニティステーション	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
32	かすみがうらウェルネスプラザ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	鹿野山公民館	△	×	×	△	×	×	○	×		×

※バリアフリーは段差がある又は土足不可は「×」、仮設スロープ対応は「△」としています

## (2) 投票所として利用する候補施設

投票所としての機能要件等を満たしているかの分析を行った結果、「○」の適否判定した施設が優先となります、「△」の施設も一定の基準を満たしている施設であることが確認できました。

なお、宍倉地区は地域が広域であるものの投票所の数が少ない投票区となっていることから、投票区内に代替が可能な公共性の高い施設があるか調査しました。その結果、「新生集落田園都市センター」が、機能要件を概ね満たしている施設であることが判明したので、この施設についても新たに設定する投票所の候補として加えることとします。

また、投票所として利用する候補施設があまりにも少なくなってしまうこととなると、再編計画に制約されすぎることが懸念されます。そこで、期日前投票所として利用している霞ヶ浦庁舎についても、公共施設の内でも庁舎機能を有していることから有効に活用することとします。

### 【投票所として利用する候補施設】

現在の投票区	投票所	現在の有権者数	公共施設	適否
1	千代田コミュニティセンター	729	優先	○
5	新治児童館	854	優先	○
6	千代田庁舎	612	優先	○
8	旧上佐谷小学校	519	優先	○
10	上稲吉農村集落センター	650		△
11	市民窓口センター	1,524	優先	○
12	下稲吉公民館	1,852		△
13	下稲吉小学校(北校舎へ場所を変更)	2,064	優先	○
14	やまゆり館	5,641	優先	○
15	下稲吉コミュニティセンター	4,458	優先	○
16	下大津コミュニティステーション	686	優先	○
19	霞ヶ浦コミュニティセンター	1,163	優先	○
23	牛渡コミュニティステーション	627	優先	○
26	歴史博物館研修施設	814	優先	○
27	安飾コミュニティステーション	714	優先	○
31	志士庫コミュニティステーション	614	優先	○
32	かすみがうらエルネスプラザ	693	優先	○
新規	霞ヶ浦庁舎		優先	○
新規	新生集落田園都市センター			○

## 2. 投票区及び投票所の設定

投票所として利用する候補施設を軸として、投票区設定の基本的な考え方を踏まえて次のように再編することとします。なお、投票区の番号設定は、北から南の順を原則として順次に設定しています（隣接投票区のより北側を優先するなど）。

旧霞ヶ浦町は行政区コード（集落単位）で投票区を設定していましたが、新たな再編においては全ての地域においても大字番地区切りで設定することとしました。なお、詳細の新旧投票区読替については、資料編を参照してください。

また、今回の再編においては、公共施設を優先的に投票所として設定することができたことから、地域の施設を借用する投票所は 2 か所のみと大幅に減らすことができました。旧小学校区や旧村単位などの範囲を中心に再編することでバランスの調整がとれ、有権者数の平準化を図ることができました。

新投票区	投票所	有権者数	範囲概要（大字）
第 1 投票区	千代田コミュニティセンター	1,563	上志筑、中志筑、下志筑の一部、栗田、高倉、五反田
第 2 投票区	新治児童館	1,340	下志筑の一部、東野寺、西野寺、市川、下稻吉の一部、新治の一部
第 3 投票区	千代田庁舎	1,120	上佐谷の一部、上土田、下土田、飯田、横堀、大峰
第 4 投票区	旧上佐谷小学校	1,393	雪入、山本、上佐谷、下佐谷、中佐谷、上稻吉の一部
第 5 投票区	下稻吉公民館	1,852	下稻吉の一部（変更無）
第 6 投票区	市民窓口センター	3,420	上稻吉の一部、下稻吉の一部、稻吉南 1 ~ 2 丁目
第 7 投票区	下稻吉小学校（北校舎）	3,417	下稻吉の一部、稻吉 5 丁目、稻吉南 3 丁目
第 8 投票区	下稻吉コミュニティセンター	3,389	下稻吉の一部、稻吉 1 ~ 4 丁目、稻吉東 1 丁目
第 9 投票区	やまゆり館	3,577	下稻吉の一部、稻吉東 2 ~ 6 丁目、宍倉の一部
第 10 投票区	新生農村集落センター	1,512	三ツ木の一部、宍倉の一部（南部）
第 11 投票区	かすみがうらウェルネスプラザ	1,337	三ツ木の一部、安食の一部、宍倉の一部（北部）
第 12 投票区	安飾コミュニティステーション	1,515	安食、下軽部、柏崎、岩坪
第 13 投票区	歴史博物館研修施設	1,548	坂、田伏、志戸崎
第 14 投票区	牛渡コミュニティステーション	1,528	牛渡、有河、坂の一部
第 15 投票区	霞ヶ浦庁舎	1,583	中台、男神、下大堤、大和田、南根本の一部、岩坪の一部、下軽部の一部、坂の一部、田伏の一部、西成井、上軽部
第 16 投票区	霞ヶ浦コミュニティセンター	1,665	深谷、三ツ木、南根本、上大堤、牛渡の一部
第 17 投票区	下大津コミュニティステーション	1,427	加茂、戸崎
総計		33,186	

### 【投票区の区分】

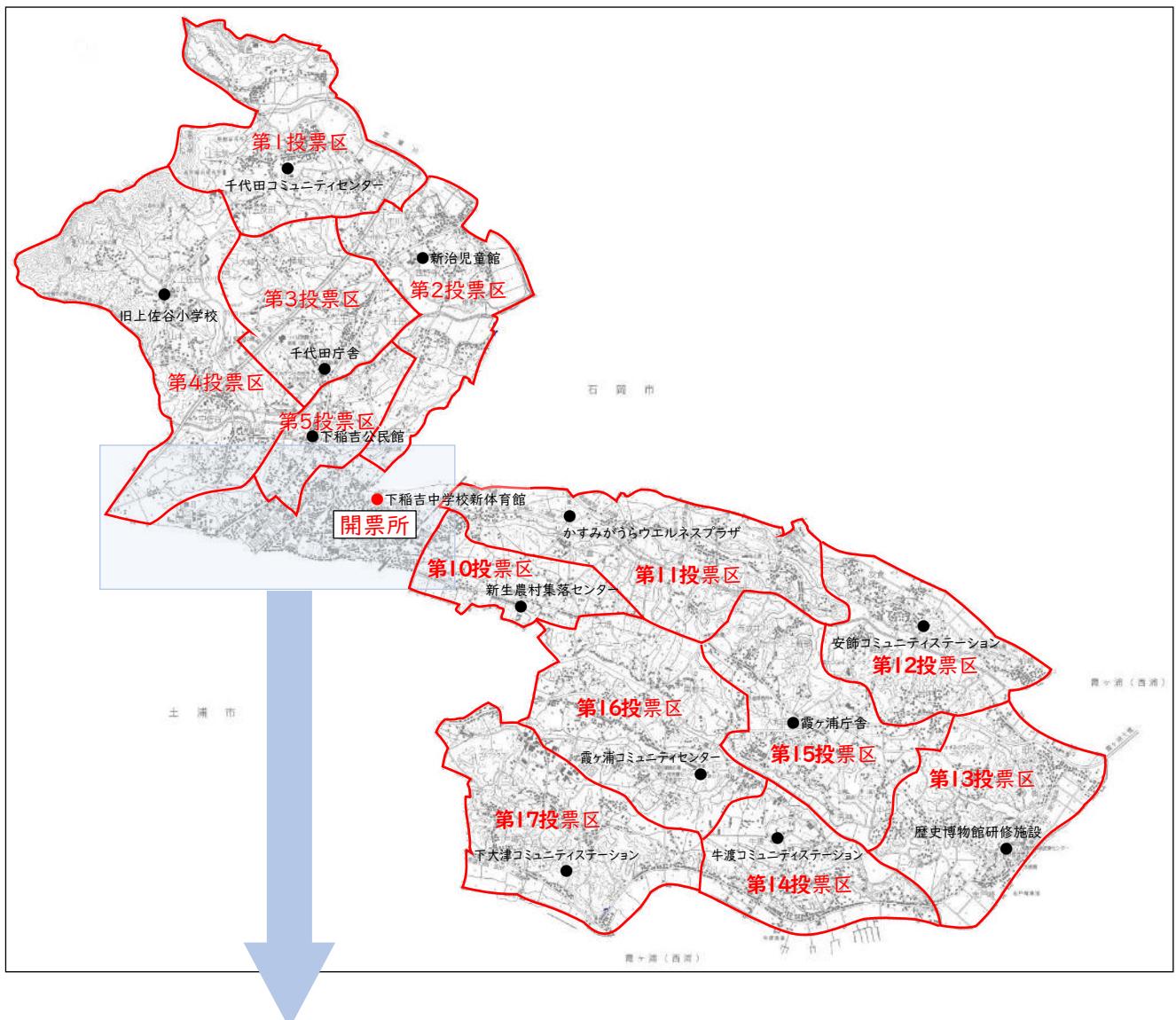
投票区の規模	投票区数	
	見直し前	見直し後
~500人	11	0
500~1,000人	15	0
1,000人~2,000人	4	13
2,000人~3,000人	1	0
3,000人~4,000人	0	4
4,000人~5,000人	1	0
5,000人~	1	0
合計	33	17

### 3. 開票所の設定

開票所については、基本的な考え方に基づき要件を満たす施設を検証したところ、現在のところ適切な施設が「下稻吉中学校新体育館」のみでした。そのため、当面はこの施設を開票所として固定して利用することとします。



## 【再編後の投票区と投開票所】



## 第2節 再編に伴う効果

### I. 選挙人への効果

今回の投票区の再編に伴い、選挙人にとっても次のような効果が期待できると考えています。合併前からの取り巻く環境の大きな変化に対応することによって、時代の流れに順応することを可能とします。

#### (1) 投票所のわかりやすさへの改善

- ①投票区の設定方法を簡素化したことでの選挙人がどの投票所かわかりやすくなった。
- ②公共施設を中心に投票所としたことで選挙人が場所を認知しやすくなった。
- ③選挙人が何かのついでに投票所に立ち寄りやすい環境を整えられた。

#### (2) 投票環境の改善

- ①バリアフリーなど選挙人が土足のまま円滑に投票できる環境が整えられた。
- ②選挙人が車で投票所に訪れることが前提として、安全性や駐車場の確保ができた。
- ③投票所に十分なスペースを確保できたことで選挙人が円滑に投票を済ませられる。

### 2. 選挙事務に従事する人への効果

課題となっていた人員の確保や投票所の環境改善による体調面などへの十分な配慮が図れることとなり、現状としての課題を解決することができるようになりました。

#### (1) 人員の確保

- ①投票管理者や投票立会人の人数を減らすことによって人員の確保が容易になった。
- ②職員の減少で事務従事者の確保が厳しかったが個人の負担を軽減することができた。
- ③事務従事者に余裕ができ事務の適正執行に必要な措置を講ずることができる。

#### (2) 事務従事における環境の改善

- ①長時間の事務従事中においても体調面へ十分な配慮ができるようになった。
- ②事務従事者用の駐車場も十分に確保することできるようになった。
- ③投票所の準備や片付けに制約を受けることが少なくなり効率化が図れるようになった。

### 3. 選挙経費の削減効果

投票区が減少することにより各投票所の運営経費の集約化が図れ、選挙経費の削減が図れることとなりました。厳しい財政状況においては、民主主義の根幹をなす選挙に必要な経費は必要不可欠な経費であることから、その予算の削減は大きな効果があります。

なお、選挙経費の削減効果については、資料編において詳細資料を掲載しますので、そちらを参照ください。

## 第3節 懸念事項への対応

### I. 交通弱者への配慮

概ね車での移動手段が主流となってはいますが、高齢者や障がいのある方などにおいてはその選択を選べない場合も十分に考えられます。そのため、交通弱者に対して投票機会を奪うようなことの無いよう十分な配慮が必要です。

#### (1) 代替手段の確保

- ①当面は、旧投票所でも投票ができるようにするため、移動が可能な臨時期日前投票所を設け、日にちや時間を指定して巡回することとします。
- ②交通手段を確保できない場合は、無料タクシー支援の導入なども検討していきます。
- ③その他、他市の取組事例などを参考に新たな代替手段を検討していきます。



### 2. 投票区等の再編による混乱の回避

投票区等の再編を行ったため混乱を招く危険性もあることから、多くの市民に認知していくことが重要です。そのため、事前に市民の意見を聴く機会を設けることや徹底して周知活動を実施していくことが肝要です。

#### (1) 市民からの意見聴取

- ①パブリックコメントの制度を活用し、計画の事前周知と意見の集約を図ることとします。
- ②住民説明会を開催して意見聴取の機会を設け、可能な限り計画へ反映していきます。
- ③選挙で選ばれる首長や議員などにも意見を聴取し、公平や公正の確保に努めます。

#### (2) 周知の徹底

- ①ホームページや広報誌など市の情報発信ツールを最大限に活用していきます。
- ②区長会総会なども活用して、周知や説明する機会を増加させます。
- ③入場券の送付以外にも世帯あてに周知する手段を検討していきます。

### 3. 投票率低下の抑止

現在の状況においても投票率は低下傾向にあり、投票区等の再編によって投票率の低下に拍車がかからないように抑止を図っていかなければなりません。そのため、従前の啓発活動に加えて、新たに効果的な戦略を検討していきます。

また、年齢層ごとの投票率に大きく差が生じていることもあることから、特に投票率が低い年齢層をターゲットとした集中型の啓発も検討していきます。

## 第4節 実施スケジュール

### I. 今後の進め方

今回の再編計画については、多くの選挙人等の意見を聴取してできる限り市民の声を反映できるようにし、市民が投票区等の変更について十分に認識できるよう周知に努め、次のように段階的に進めていくこととします。

#### (1) スケジュール概要

実施内容	時期	R7			R8								
		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
再編計画(案)の策定	上旬												
	中旬				継続調整								
	下旬	●	→										
選挙管理委員会における検討協議	上旬												
	中旬				継続協議								
	下旬	●	→										
市議会への説明	上旬												
	中旬		●	総務経済委員会		●	総務経済委員会						
	下旬		●	全員協議会		●	全員協議会						
パブリックコメント募集	上旬		●	↓									
	中旬		●	↓									
	下旬												
住民説明会の実施	上旬												
	中旬				各日町地区単位で1回								
	下旬				●								
予算への反映	上旬												
	中旬				詳細調整		予算案議決						
	下旬	→								●			
選挙管理委員会での議決	上旬					●				●			
	中旬					定時登録時 投票区議決		選挙時登録時 選挙関係議決					
	下旬												
選挙システムの改修	上旬												
	中旬												
	下旬							詳細調整		●	→		
住民への周知	上旬												
	中旬							区長会総会説明 HP、広報誌等		●		継続周知	
	下旬									●	→		
選挙の予定										市長選挙	●		

## 第5章 資料編

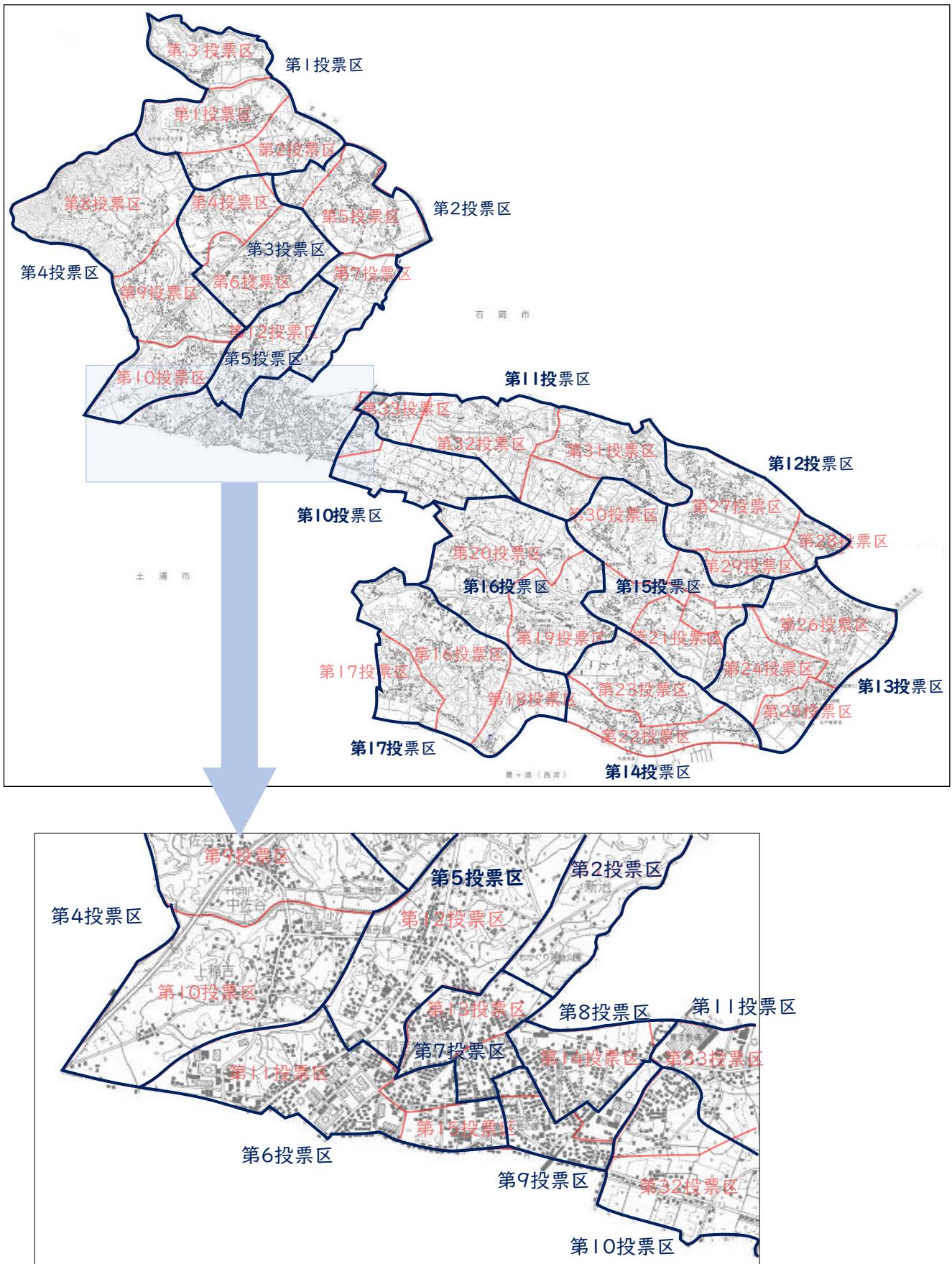
### ■県内市町村の投票所状況一覧

市町村名	投票所の状況（箇所）			投票区当たりの有権者の状況（人）		
	H17.9.11	R7.10.1	増 減	総数	投票区平均	順位
水戸市	76	75	▲ 1	223,275	2,977	2
日立市	66	65	▲ 1	142,070	2,186	14
土浦市	51	50	▲ 1	117,379	2,348	10
古河市	58	57	▲ 1	115,597	2,028	15
石岡市	52	52	0	59,441	1,143	33
結城市	21	20	▲ 1	40,073	2,004	16
龍ヶ崎市	25	25	0	62,534	2,501	8
下妻市	33	30	▲ 3	33,392	1,113	34
常総市	43	32	▲ 11	46,813	1,463	25
常陸太田市	52	52	0	40,998	788	43
高萩市	27	24	▲ 3	22,272	928	40
北茨城市	33	32	▲ 1	34,375	1,074	35
笠間市	52	51	▲ 1	61,734	1,210	29
取手市	54	54	0	90,319	1,673	21
牛久市	22	24	2	70,264	2,928	3
つくば市	73	76	3	200,294	2,635	6
ひたちなか市	48	48	0	129,420	2,696	5
鹿嶋市	23	21	▲ 2	54,554	2,598	7
潮来市	7	6	▲ 1	22,210	3,702	1
守谷市	20	21	1	57,399	2,733	4
常陸大宮市	74	41	▲ 33	32,925	803	42
那珂市	26	26	0	45,307	1,743	20
筑西市	55	47	▲ 8	82,707	1,760	19
坂東市	36	36	0	41,181	1,144	32
稻敷市	38	21	▲ 17	31,412	1,496	24
かすみがうら市	33	33 (17)	0 (▲16)	33,096	1,003 (1,946)	38 (17)
桜川市	40	20	▲ 20	32,326	1,616	22
神栖市	35	35	0	76,688	2,191	13
行方市	33	21	▲ 12	26,349	1,255	28
鉾田市	37	21	▲ 16	36,989	1,761	18
つくばみらい市	19	18	▲ 1	43,153	2,397	9
小美玉市	42	22	▲ 20	39,796	1,809	17
茨城町	26	24	▲ 2	25,753	1,073	36
大洗町	11	11	0	12,648	1,150	31
城里町	31	13	▲ 18	15,611	1,201	30
東海村	14	14	0	31,555	2,254	12
大子町	35	35	0	12,975	371	44
美浦村	8	8	0	12,008	1,501	23
阿見町	17	18	1	40,994	2,277	11
河内町	8	8	0	6,826	853	41
八千代町	17	17	0	16,449	968	39
五霞町	7	5	▲ 2	6,706	1,341	26
境町	15	15	0	19,559	1,304	27
利根町	13	13	0	13,115	1,009	37
合 計	1,506	1,337	▲ 169	2,360,541	1,744	

※『 』は投票所の数を見直して大幅に減少させた市町村

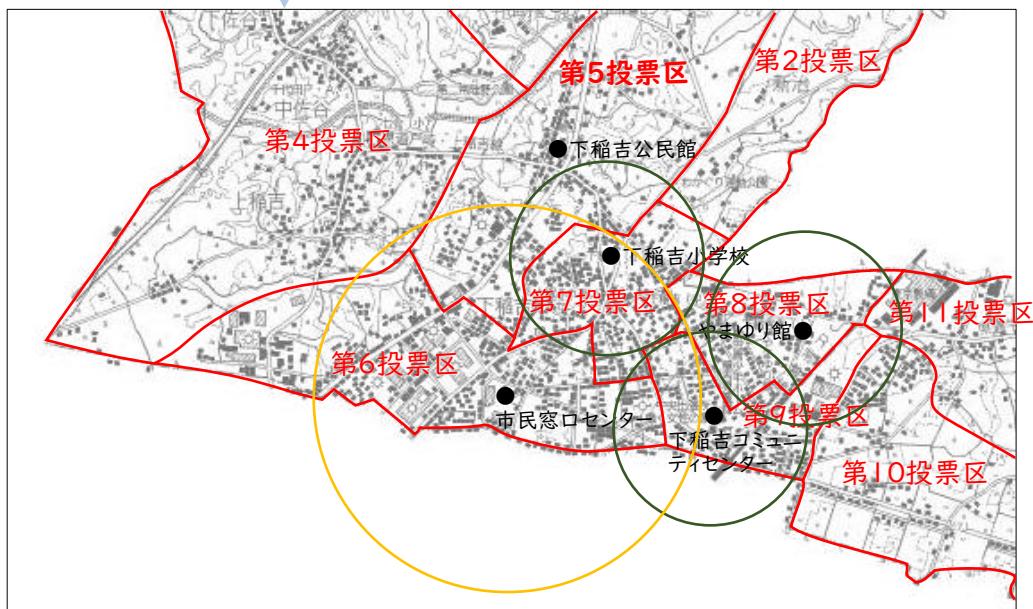
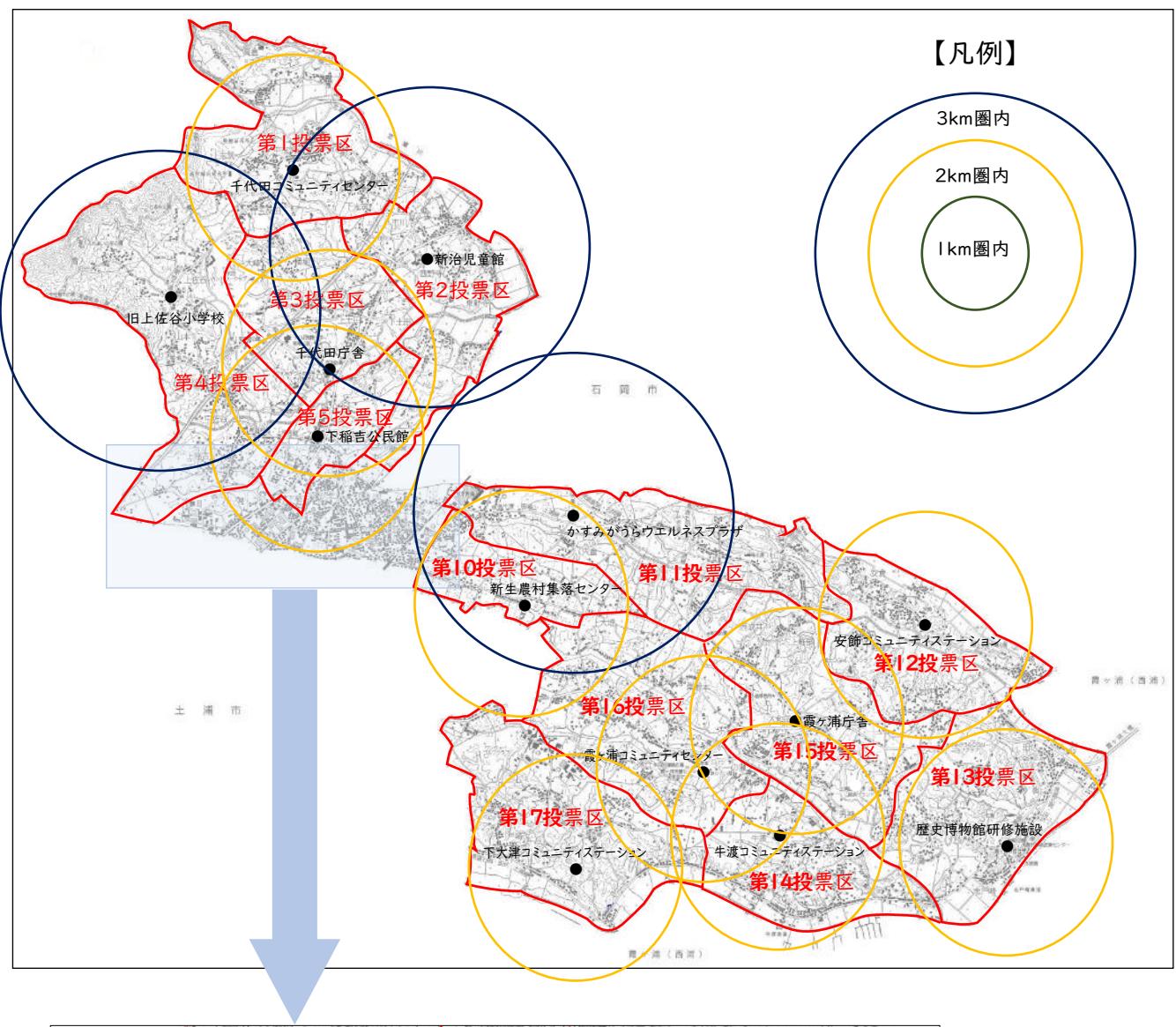
※本市は38番目に1投票区当たりの有権者数が少なく県平均の6割程度となっている

## ■新旧投票所の変更図



※赤色は旧投票区で青色は新投票区

## ■投票所からの距離



## ■投票区及び投票所の再編に伴う読替表

旧投票区	旧投票所	新投票区	新投票所	住所	備考（行政区等）
1	千代田コミュニティセンター	1	千代田コミュニティセンター	中志筑 20~1979	【変更無し】
1	千代田コミュニティセンター	1	千代田コミュニティセンター	中志筑 1982~2432	【変更無し】
1	千代田コミュニティセンター	1	千代田コミュニティセンター	中志筑 2434~2469	【変更無し】
1	千代田コミュニティセンター	1	千代田コミュニティセンター	上志筑	【変更無し】
2	下志筑公民館	2	新治児童館	下志筑 1374~1640	行政区コード 幕之内
2	下志筑公民館	1	千代田コミュニティセンター	下志筑 1641~	
2	下志筑公民館	1	千代田コミュニティセンター	下志筑~1277	
2	下志筑公民館	1	千代田コミュニティセンター	中志筑~19	
2	下志筑公民館	1	千代田コミュニティセンター	中志筑 1980~1981	
2	下志筑公民館	1	千代田コミュニティセンター	中志筑 2433	
3	高倉公民館	1	千代田コミュニティセンター	栗田	
3	高倉公民館	1	千代田コミュニティセンター	高倉	
4	横堀農村集落センター	3	千代田庁舎	上佐谷 990-34~1005	
4	横堀農村集落センター	3	千代田庁舎	上土田 1020	
4	横堀農村集落センター	1	千代田コミュニティセンター	下志筑 1278	
4	横堀農村集落センター	1	千代田コミュニティセンター	中志筑 2470~	
4	横堀農村集落センター	1	千代田コミュニティセンター	五反田	
4	横堀農村集落センター	3	千代田庁舎	横堀	
4	横堀農村集落センター	3	千代田庁舎	大峰	
5	新治児童館	2	新治児童館	東野寺	【変更無し】
5	新治児童館	2	新治児童館	西野寺	【変更無し】
5	新治児童館	2	新治児童館	市川	【変更無し】
5	新治児童館	2	新治児童館	下志筑 1477~1541	【変更無し】
6	千代田庁舎	3	千代田庁舎	上土田 1021~	【変更無し】
6	千代田庁舎	3	千代田庁舎	上土田~1019	【変更無し】
6	千代田庁舎	3	千代田庁舎	飯田	【変更無し】
6	千代田庁舎	3	千代田庁舎	下土田	【変更無し】
7	新治生活改善センター	2	新治児童館	下稻吉~216	
7	新治生活改善センター	2	新治児童館	新治~1821	

旧投票区	旧投票所	新投票区	新投票所	住所	備考（行政区等）
8	旧上佐谷小学校	4	旧上佐谷小学校	雪入	【変更無し】
8	旧上佐谷小学校	3	旧上佐谷小学校	上佐谷～990-33	【変更無し】
8	旧上佐谷小学校	3	旧上佐谷小学校	上佐谷 1005-100～	【変更無し】
8	旧上佐谷小学校	4	旧上佐谷小学校	山本	【変更無し】
8	旧上佐谷小学校	4	旧上佐谷小学校	下佐谷 380～569	【変更無し】
8	旧上佐谷小学校	4	旧上佐谷小学校	下佐谷 972～973	【変更無し】
8	旧上佐谷小学校	4	旧上佐谷小学校	下佐谷 991	【変更無し】
9	中佐谷生活改善センター	4	旧上佐谷小学校	下佐谷 587～971	
9	中佐谷生活改善センター	4	旧上佐谷小学校	下佐谷 974～990	
9	中佐谷生活改善センター	4	旧上佐谷小学校	下佐谷 992～	
9	中佐谷生活改善センター	4	旧上佐谷小学校	下佐谷～379	
9	中佐谷生活改善センター	4	旧上佐谷小学校	中佐谷	
9	中佐谷生活改善センター	4	旧上佐谷小学校	上稻吉 182	
10	上稻吉農村集落センター	4	旧上佐谷小学校	上稻吉 183～1218	
10	上稻吉農村集落センター	4	旧上佐谷小学校	上稻吉 1219～1699	
10	上稻吉農村集落センター	4	旧上佐谷小学校	上稻吉 1791-23	
10	上稻吉農村集落センター	4	旧上佐谷小学校	上稻吉～181	
11	市民窓口センター	6	市民窓口センター	上稻吉 1700～1791-22	【変更無し】
11	市民窓口センター	6	市民窓口センター	上稻吉 1791-24～2006	【変更無し】
11	市民窓口センター	6	市民窓口センター	上稻吉 2007～	【変更無し】
11	市民窓口センター	6	市民窓口センター	下稻吉 2630～2645	【変更無し】
12	下稻吉公民館	5	下稻吉公民館	下稻吉 217～1149	【変更無し】
12	下稻吉公民館	5	下稻吉公民館	下稻吉 1151～1602	【変更無し】
12	下稻吉公民館	5	下稻吉公民館	下稻吉 1640～1709	【変更無し】
12	下稻吉公民館	5	下稻吉公民館	下稻吉 1927～1929	【変更無し】
12	下稻吉公民館	5	下稻吉公民館	下稻吉 2646～3180	【変更無し】
12	下稻吉公民館	5	下稻吉公民館	下稻吉 4245～4261	【変更無し】
12	下稻吉公民館	5	下稻吉公民館	下稻吉 1605-3	【変更無し】
12	下稻吉公民館	5	下稻吉公民館	下稻吉 1605-6	【変更無し】

旧投票区	旧投票所	新投票区	新投票所	住所	備考（行政区等）
I3	下稻吉小学校	7	下稻吉小学校	下稻吉 1150	【変更無し】
I3	下稻吉小学校	7	下稻吉小学校	下稻吉 1603～1605-2	【変更無し】
I3	下稻吉小学校	7	下稻吉小学校	下稻吉 1710～1926	【変更無し】
I3	下稻吉小学校	7	下稻吉小学校	下稻吉 1930～1966	【変更無し】
I3	下稻吉小学校	7	下稻吉小学校	下稻吉 3181～3185	【変更無し】
I3	下稻吉小学校	7	下稻吉小学校	下稻吉 1605-4～1605-5	【変更無し】
I3	下稻吉小学校	7	下稻吉小学校	下稻吉 1605-7～1639	【変更無し】
I3	下稻吉小学校	7	下稻吉小学校	下稻吉 3185～4262	【変更無し】
I3	下稻吉小学校	7	下稻吉小学校	新治 1822～	【変更無し】
I4	やまゆり館	9	やまゆり館	下稻吉 1967～2599	【変更無し】
I4	やまゆり館	6	市民窓口センター	下稻吉 3186～3237	
I4	やまゆり館	9	やまゆり館	下稻吉 3808	
I4	やまゆり館	8	下稻吉コミュニティセンター	稻吉四丁目	
I4	やまゆり館	7	下稻吉小学校	稻吉五丁目	
I4	やまゆり館	8	下稻吉コミュニティセンター	稻吉東一丁目 11～	
I4	やまゆり館	9	やまゆり館	稻吉東二丁目	【変更無し】
I4	やまゆり館	9	やまゆり館	稻吉東三丁目	【変更無し】
I4	やまゆり館	9	やまゆり館	稻吉東四丁目	【変更無し】
I4	やまゆり館	9	やまゆり館	稻吉東五丁目	【変更無し】
I4	やまゆり館	9	やまゆり館	稻吉東六丁目	【変更無し】
I4	やまゆり館	7	下稻吉小学校	稻吉南三丁目	
I5	下稻吉コミュニティセンター	8	下稻吉コミュニティセンター	下稻吉 2600～2629	【変更無し】
I5	下稻吉コミュニティセンター	6	下稻吉コミュニティセンター	下稻吉 3238～3807	
I5	下稻吉コミュニティセンター	8	下稻吉コミュニティセンター	下稻吉 3809～	【変更無し】
I5	下稻吉コミュニティセンター	8	下稻吉コミュニティセンター	稻吉一丁目	【変更無し】
I5	下稻吉コミュニティセンター	8	下稻吉コミュニティセンター	稻吉二丁目	【変更無し】
I5	下稻吉コミュニティセンター	8	下稻吉コミュニティセンター	稻吉三丁目	【変更無し】
I5	下稻吉コミュニティセンター	8	下稻吉コミュニティセンター	稻吉東一丁目～10	【変更無し】
I5	下稻吉コミュニティセンター	6	市民窓口センター	稻吉南一丁目	
I5	下稻吉コミュニティセンター	6	市民窓口センター	稻吉南二丁目	

旧投票区	旧投票所	新投票区	新投票所	住所	備考（行政区等）
16	下大津コミュニティステーション	17	下大津コミュニティステーション	加茂、戸崎	【変更無し】平川、加茂団地、松本、御殿、内加茂、戸崎原
16	下大津コミュニティステーション	16	霞ヶ浦コミュニティセンター	深谷	
17	戸崎農村集落センター	17	下大津コミュニティステーション	加茂、戸崎	川尻、戸崎、大前、島ノ内
18	田宿集落センター	17	下大津コミュニティステーション	加茂	赤塚東、赤塚西、田宿、崎浜
18	田宿集落センター	17	下大津コミュニティステーション	牛渡	
19	霞ヶ浦コミュニティセンター	16	霞ヶ浦コミュニティセンター	三ツ木 573~864、深谷 1448、1888~2002、2558~3384、4116~4157、牛渡 5528~5540、5978、6072~	【変更無し】四ヶ村、深谷下郷、下原、毘沙門堂、堤、八千代台、教職員住宅、上高谷、上高谷2、上高谷3
19	霞ヶ浦コミュニティセンター	15	霞ヶ浦庁舎	男神、南根本4~7、下大堤 541~1080、大和田 36~50-3、189~873、坂 4443、岩坪 2203、西成井 2557~	大成、大和田第一、大和田第二、大和田第三、大和田第四
20	深谷公民館	16	霞ヶ浦コミュニティセンター	男神 356、南根本 35~907、三ツ木 29~35、111~518、上大堤 5、90~212、深谷 60~2706	南根本、三ツ木、上大堤、深谷団地、深谷上郷、深谷一、深谷二、幕田、深谷三、サンシャインつくば、筑見
21	男神公民館	15	霞ヶ浦庁舎	中台、男神、下大堤、大和田 593、坂 4302~40	西原、中台、男神、牧ノ内、牧ノ内第二
22	兵庫峰農村集落センター	14	牛渡コミュニティステーション	牛渡~3331、5540~113、7055~、有河 113~	東房中、西房中、八田、兵庫峰、浜、根山、柳梅、有河、霞台
23	牛渡コミュニティステーション	14	牛渡コミュニティステーション	牛渡 2722~3168、3881~4716、5120~6048	【変更無し】牛渡下郷、外葉、牛渡上郷、緑ヶ丘、心道学園、宮馬場、松崎、千鳥ヶ丘
24	西方公民館	13	歴史博物館研修施設	坂 1872~4250	坂東、上東、折越、西方
24	西方公民館	15	霞ヶ浦庁舎	中台 212-6、男神 238~239、356~357、大和田 595、坂 4297~4567、西成井 2732	大平、大寿
25	志戸崎農村集落センター	13	歴史博物館研修施設	坂 1~1956、3990、4302、田伏 8、705~738、志戸崎	ニノ宮、坂有河、志戸崎西一、志戸崎西二、志戸崎西三、志戸崎中、志戸崎東一、志戸崎東二
25	志戸崎農村集落センター	15	霞ヶ浦庁舎	坂 4302	
26	歴史博物館研修施設	13	歴史博物館研修施設	坂 953、1913、田伏~5844	【変更無し】横須賀、根本前原、北前原、冲ノ内、山田、石田、後路、上根、田伏中台の一部、霞
26	歴史博物館研修施設	15	霞ヶ浦庁舎	坂 4357~35、岩坪 361~412	
27	安飾コミュニティステーション	12	安飾コミュニティステーション	安食、岩坪 1378、1385、下軽部	【変更無し】高賀津、平、北ノ坊、宮下、中道、富士見台、田子内東、田子内西、小津、下軽部、富士寮
27	安飾コミュニティステーション	10	新生農村集落センター	宍倉	

旧投票区	旧投票所	新投票区	新投票所	住所	備考（行政区等）
28	柏崎コミュニティセンター	12	安飾コミュニティステーション	柏崎、岩坪 327~379	柏崎先浜、柏崎下宿、柏崎横町、柏崎上宿
29	岩坪農村集落センター	12	安飾コミュニティステーション	岩坪 311~、下軽部	小常、新屋敷、田端、出戸、芝久保、下高野
29	岩坪農村集落センター	15	霞ヶ浦庁舎	男神 322、坂 4357、4397、田伏 4174~4235、西成井 2756~2812	
30	旧志士庫第2コミュニティステーション	15	霞ヶ浦庁舎	西成井~1971、2802~2809	西成井上宿、西成井横町、西成井下宿、上軽部
30	旧志士庫第2コミュニティステーション	11	かすみがうらウエルネスプラザ	三ツ木 99、113、宍倉 2247~2788、6577~6922	萩平、萩平本郷、新生の一部、大和、原巻
31	志士庫コミュニティステーション	11	かすみがうらウエルネスプラザ	安食 (1483~1585)	風返、三ツ谷風返
31	志士庫コミュニティステーション	11	かすみがうらウエルネスプラザ	宍倉 128~3609	堂山、天王町、新宿、馬場、馬場山、小原
31	志士庫コミュニティステーション	9	やまゆり館	宍倉 5735	
32	かすみがうらウエルネスプラザ	11	かすみがうらウエルネスプラザ	宍倉 3599~4575、4871~5369	飯岡、金川
32	かすみがうらウエルネスプラザ	10	新生農村集落センター	三ツ木 32~35、宍倉 3801、5134~5201、6186~6200、6458、6849~6859、6939	南野、新生
33	鹿野山公民館	11	かすみがうらウエルネスプラザ	宍倉 5200~29~6195、5696、5707	天神、天神第一、東京製綱筑波寮、ピソ天神
33	鹿野山公民館	10	新生農村集落センター	その他宍倉	鹿ノ山一、鹿ノ山二、鹿ノ山三、巽台、神立開拓、共栄、三晃アパート、希望ヶ丘、東宝ランド、酒井住宅、かんだつ住宅
33	鹿野山公民館	9	やまゆり館	宍倉 5735	巾木免

## ■選挙経費の削減

### ◆参議院議員通常選挙における経費検証

投票区が変更された場合に、どのくらい経費が削減となるのかシミュレーションすることとします。なお、経費検証は変更が想定される項目のみを抜粋して計算しています。

#### 【旧投票区の場合】

種別	合計(円)	単価(円)	人数	箇所	備考
委員等報酬	478,500	14,500	33	1	投票管理者（当日）
	818,400	12,400	66	1	投票立会人（当日）
食糧費	346,500	1,500	7	33	当日分
電話料	16,500	500	1	33	
投票所借上料	64,800	3,600	1	18	
投票所資材賃貸借	97,680	32,560	1	3	
仮設トイレ賃貸借	88,000	44,000	1	2	
ポスター掲示場設置委託	3,124,800	14,400	1	217	
職員手当（時間外）	4,276,800	2,700	132	12	当日分
合計	11,473,480				

#### 【新投票区の場合】

種別	合計(円)	単価(円)	人数	箇所	
委員等報酬	246,500	14,500	17	1	投票管理者（当日）
	421,600	12,400	34	1	投票立会人（当日）
食糧費	178,500	1,500	7	17	当日分
電話料	8,500	500	1	17	
投票所借上料	3,600	3,600	1	1	
投票所資材賃貸借	0	32,560	1	0	
仮設トイレ賃貸借	0	44,000	1	0	
ポスター掲示場設置委託	2,030,400	14,400	1	141	
職員手当（時間外）	2,203,200	2,700	68	12	当日分
合計	7,253,800				

#### 【経費比較】

$$\text{旧投票区 (11,473,480 円)} - \text{新投票区 (7,253,800 円)} = \text{4,219,680 円}$$

#### 【まとめ】

経費が4,219,680円の削減となる結果となりましたが、他の選挙においても同様に必要となる経費であることから、今後の選挙においても継続的に削減することが可能となることが見込まれます。

## **かすみがうら市投票区等再編計画**

**発行年月：令和〇年〇月**

**発行：かすみがうら市選挙管理委員会**

**〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田461**

**TEL:0299-59-2111**